



オレンジボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

あなたの勇気が子どもをまもります。



島根県内の児童相談所・市町村における平成24年度の児童虐待相談対応件数は **304件**。
前年度と比べ **20件増加** しています。

児童虐待とは？

- 身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる、戸外に締め出す など
- 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかない など
- 心理的虐待：子どもの心を傷つけるような言動を繰り返す、無視する、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

「虐待かな？」と思った時や ご自身が出産や子育てに悩んだ時はすぐに電話を

《児童相談所全国共通ダイヤル》

0570-064-000

《最寄りの児童相談所》

中央児童相談所	0852-21-3168
◇ 隠岐相談室	08512-2-9810
出雲児童相談所	0853-21-0007
浜田児童相談所	0855-28-3560
益田児童相談所	0856-22-0083

お住まいの市町村でも相談を受け付けています

電話をしたら名前を
名乗らなければいけないの？

匿名でも可能です。連絡者や連絡内容についての秘密は守られます。

虐待かどうか確証はないけど、
連絡していいの？

連絡いただいた後に調査を行って虐待かどうかを判断しますので、たとえ虐待でない場合でも、責任を問われることはありません。